

2023 年 G 7 貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会 第 6 回役員会書面決議案件について

【第 1 号議案】 協議会が解散するときに有する残余財産の取扱いについて

- ・規約第 23 条の規定に基づき、残余財産の取扱いについて審議を求める。
- ・残余金については、経費分担の割合に応じて、大阪府及び堺市に分配する。
- ・権利及び義務については、原則として大阪府及び堺市に引き継ぐものとする。

■ 残余金の分配額（見込み）

	分担割合		金額（見込み）
	事業費	総務費	
大阪府	3 分の 2	2 分の 1	13,283,231 円
堺市	3 分の 1	2 分の 1	13,135,835 円

※令和 5 年 12 月 31 日までの収支に基づき算出

【報告案件】

- ・大阪府への企業寄附金が予算額より多く収入されたことにより生じた余剰金（470 万円）については、大阪府の産業振興事業に充てることとする。